

情報発信における個人情報の保護に留意！

個人の人権を守り、不利益を与えないために、個人情報の保護は教職員の服務に関わる極めて重要なことです。

5月11日付け 保護者向け通知文「学校ホームページ及び各種便りなどの情報発信や個人情報の取扱いについて」にあるように、『個人情報』とは、個人に関する情報（特定の個人を識別することができるもの）のことで、東久留米市個人情報保護条例等において、個人に関する情報の取扱いについての基本的事項が定められており、個人の権利利益の保護が図られています。

本校においても、下記の事項を厳守し、5月11日付け 通知文の保護者回答に基づき、適切な情報発信をしてください。

なお、保護者回答は、各担当が全保護者分を右記のように名簿に集約した上で、5月19日（水）まで副校長に提出してください。（凡例）

◎承諾 △条件付き ×一切ダメ

○年○組 学校ホームページ等の情報発信等について			
	児童氏名	承諾	禁止事項等
1	****	◎	
2	****	△	HPには集合写真でもダメ
3	****	×	学級便りに写真や感想文も載せるな

記

「ホームページ及び各種便りなどの情報発信や個人情報の取扱いについて」（内部規定）

1 本校ホームページの情報発信とその範囲について

ホームページは、不特定多数への情報公開となるため、個人情報は発信しない。

学校ホームページへの児童等にかかわる情報の公開とその範囲は、次の定めによる。

- 1 特定の個人を識別することができる情報は、一切公開しない。
例・氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、国籍、本籍、思想、学歴、家庭状況等
- 2 特定の個人を識別することができない情報は、次の範囲で公開する。
 - ① 写真 児童の写真を使う場合は、集合写真とし、個人が特定できないものとする。
 - ② 作品等 児童の作品や意見、感想等については、教育上の効果を斟酌し公開する。

2 各種便り等の情報発信とその範囲について

各種便りなどに関しては、配布する範囲が特定・限定されているため、氏名や写真、作品等の掲載について、教育上必要な範囲で発信する。

各種便り等への児童等にかかわる情報の公開とその範囲は、次の定めによる。

- 1 特定の個人を識別することができる情報は、原則として公開しない。
例・住所、電話番号、生年月日、性別、国籍、本籍、思想、学歴、家庭状況等
- 2 ただし、校長が教育上必要と認めた場合に限り、次の範囲で公開する。
 - ① 氏名
 - ② 個人の写真
 - ③ 個人の作品等（学習成果物、感想文、意見など）
- 3 各種便り等とは、次の類のものをいう。
 - ③ 学校・学年・学級・保健便りなど、保護者向けに発行する便り
 - ④ 学校案内・学校要覧など、保護者・地域向けに発行する冊子や広報資料

※ 上記以外は原則禁止です。心配な場合や不明な点は副校長に相談してください。例えば、

- ・表彰されたので個人名をHPに載せたい → 個別の承諾があっても上記規定により禁止
- ・連絡帳の内容や担任宛の私信を学級便りに載せたい → 禁止 → 但し個別の承諾があれば可